

教員業務支援員（スクール・サポート・スタッフ）

募集案内

旭川市教育委員会

教員が児童生徒への指導や教材研究等に一層注力できる体制を整備するため、教員の業務支援を行う教員業務支援員（スクール・サポート・スタッフ）を募集します。

1 応募資格

- (1) 令和7年4月1日現在、満18歳以上
- (2) 地方公務員法第16条各号の規定（欠格事項）に該当しないこと
 - ア 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
 - イ 当該地方公共団体において懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から二年を経過しない者
 - ウ 人事委員会又は公平委員会の委員の職にあつて、第六十条から第六十三条までに規定する罪を犯し、刑に処せられた者
 - エ 日本国憲法施行の日〔昭和二二年五月三日〕以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

2 身分

北海道教育委員会のパートタイム会計年度任用職員

3 勤務先

旭川市立小・中学校（配属先は後日決定します。）

4 主な職務内容

- (1) 学習プリント等の各種資料の印刷及び配布準備
- (2) 採点業務の補助
- (3) 来客・電話対応
- (4) 学校行事・式典等の準備補助
- (5) 各種データの入力・集計、掲示物の張替、各種資料の整理等の作業
- (6) その他、教員が行う業務のうち、教員としての専門的な知識及び技能を要しない業務

5 勤務日及び勤務時間

月曜日から金曜日（祝日は除く。）のうち、各学校長が定める日時。

※配置される学校規模等によって、勤務時間数は異なります。

（上限：1日6時間以内、かつ、週20時間以内）

6 任用期間

令和7年4月 から 令和8年3月末 まで

7 報酬

1時間当たり1,010円～1,351円以内

※北海道教育庁上川教育局長が決定します。

※年齢・職歴等を勘案して決定されます。

8 費用弁償

道条例に基づく交通費の支給あり（配置された学校において、通勤届等の手続きが必要となります。）

9 社会保険，雇用保険等

対象外です。

10 応募方法

別紙「教員業務支援員（スクール・サポート・スタッフ）申込書」を，「13 問合せ・送付先」に記載の担当に提出してください。郵送による提出も可能です（内容確認等のため，担当から連絡する場合があります。）。

なお，勤務先など，希望どおりにならない場合があります。

11 任用手続

任用決定後，次の書類を提出していただく予定です。詳細が決まり次第，別途お知らせします。

(1) 履歴書

(2) 住民票（住民票記載事項証明書又は住民票の写し）

(3) その他必要と認められる書類

12 その他

(1) 応募の状況や申込書の内容によっては，必ずしも任用されるとは限りませんので，あらかじめ御了承ください。

(2) 申込書の内容は，市内小・中学校に提供されます。

13 問合せ・送付先

〒070-8525

旭川市7条通9丁目 総合庁舎4階

旭川市教育委員会 学校教育部 学校施設課

担当 黒瀬

電話 0166-25-9709